

令和3年3月1日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和3年2月25日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	1
2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	4
3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	5
4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】	7
5 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例 新旧対照表	8

1 職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年神奈川県条例第2号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正	現 行
第1条（略） （服務の宣誓）	第1条（略） （服務の宣誓）
第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。	第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の前において宣誓書（別記様式）に署名押印してからでなければ、その職務を行つてはならない。
第3条（略）	第3条（略）
別記様式（第2条関係）	別記様式（第2条関係）
別紙新旧	別紙新旧

【改正】別記様式（第2条関係）

1（教育公務員及び警察職員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名__

2（教育公務員）

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治及び教育の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名__

3（警察職員）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名__

【現行】別記様式（第2条関係）

1（教育公務員及び警察職員以外の職員）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名[㊟]</p>

2（教育公務員）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治及び教育の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名[㊟]</p>
--

3（警察職員）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名[㊟]</p>

2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(議員報酬の月額の特例)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p>
<p>12 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p><u>の間における議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれ当該額の100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第22条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～21（略）</p> <p>（給料表異動等における号給の決定等の特例）</p> <p>22 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第3条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（学校職員の給与等に関する条例</p> <p>_____別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなる時（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月</p>	<p>第1条～第22条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～21（略）</p> <p>（給料表異動等における号給の決定等の特例）</p> <p>22 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動<u>その他の人事委員会規則で定める異動等</u></p> <p>_____（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、<u>同条第1項及び第2項の規定により受けべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）別表第1の備考2_____の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなる時（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月</u></p>

改 正	現 行
<p>額を超えるときは、最高号給) の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項_____並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下この項において「特勤条例」という。)第21条第2項の規定の適用については、第7条の2第2項、第15条第5項及び第17条の2第2項_____中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>23～57 (略)</p>	<p>額を超えるときは、最高号給) の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下この項において「特勤条例」という。)第21条第2項の規定の適用については、第7条の2第2項、第15条第5項及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>23～57 (略)</p>

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第15条の6（略） （特別休暇） 第16条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間（ <u>第1号に掲げる理由による場合は、7日の範囲内において必要と認める期間</u> ）を特別休暇として与えることができる。 (1) <u>地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u> ア <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u> イ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u> ウ <u>ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u> (2) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難</u> (3) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避</u> (4)～(7)（略） 第16条の2～第20条（略）	第1条～第15条の6（略） （特別休暇） 第16条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間_____を特別休暇として与えることができる。 (1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断</u> （新設） _____ （新設） _____ （新設） (2) <u>風水震火災その他非常災害による交通遮断又は職員の現住居の滅失若しくは破壊</u> (3) <u>交通機関の事故等の不可抗力の原因</u> (4)～(7)（略） 第16条の2～第20条（略）

5 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 （略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(ア)～(ケ) （略）</p> <p>(コ) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の感染の防止に資する製品に関する事業</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>第1条 （略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(ア)～(ケ) （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第3条 （略）</p>